

資料4

水産基準値案と水域 PEC の関係及び基準値設定後の対応について

1. 水産基準値案及び水域 PEC の関係

(単位： $\mu\text{g/L}$)

農薬名	基準値 (案)	水田 PEC			非水田 PEC
		Tier1	Tier2	Tier3	Tier1
発芽スイートルーピン 抽出たんぱく質	2,000	—	—	—	0.0079
フェニトロチオン (M E P)	1.4	9.0	1.7	0.38	0.98

網掛け：水産基準値案の10分の1以上のPEC

2. 基準値設定後の対応

水域 PEC が水産基準値案の 10 分の 1 になることが確認できなかったフェニトロチオン (M E P) については、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬とし、当該農薬の使用が多い地域において、水質モニタリング調査の実施について検討することとする。